

## 年金だより

# 年金は老後のためだけではありません！

## 障害者のための障害基礎年金

国民年金に加入中(もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる)に初診日のある病气やけがで国民年金法の政令に定める1級または2級の障害の状態になった人が受けられます。

### ◎受給にはいくつかの要件があります。

#### 初診日の前日コゴうつ

- ①年金制度加入時(20歳)から初診日の属する月の前々月までの間に、保険料の未納が3分の1以上ないこと(保険料を納めた期間(保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む)が3分の2以上あることと同等の意)
- ②初診日の前々月から直近1年間に未納がないこと(①の要件がない場合)

※請求手続きができるのは、初診日より1年半経過している、もしくは症状が固定している(これ以上改善が見込めない状態)時点です。

#### 事例1

脳梗塞で倒れ、体に重度のダメージが残った50歳のBさんは障害基礎年金を受け取ることができました。

#### なぜ?

Bさんは国民年金に加入した20歳のときから保険料の納付を行い、失業等で支払い困難なときは免除申請手続きを行ってきたので、障害基礎年金を受け取るための要件がありました。

#### 事例2

26歳で重い精神疾患を発症したAさんは障害基礎年金を受け取ることができませんでした。

#### なぜ?

Aさんは20歳から26歳までの期間中、3分の1以上の保険料の未納期間があったので障害基礎年金を受け取る要件がありませんでした。また、直近1年間の期間も未納だったためです。

何かあって

からでは遅い!

国民年金は  
万が一の備えです!



### 障害基礎年金額(平成23年度の額)

1級・・・98万6100円  
2級・・・78万8900円

### 国民年金加入前に

#### 障害者になった方は...

国民年金に加入する20歳になる前に1級、2級の障害者になった場合は、20歳になったときから障害基礎年金を受給できます。ただし、本人に一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。

### 特別障害給付金

国民年金への加入が任意だったために加入せずに障害を負い、障害基礎年金を受けられない人に平成17年4月から特別障害給付金制度があります。対象となる人は年金係へご相談ください。

### 対象となる人

昭和61年度以前に配偶者が厚生年金に加入していたため国民年金は任意加入だった人や、平成2年度以前の学生で任意加入していなかった人のうち障害基礎年金の1級、2級の障害の状態の方

### 特別障害給付金額(平成23年度・月額)

1級・・・4万9650円  
2級・・・3万9720円

### 障害厚生年金

厚生年金に加入中に初診日のある病气やけがなどで、障害等級の1級と2級に該当した場合は障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が受けられます。また、障害の程度に応じて3級の障害厚生年金、障害手当金があります。※ただし、受給には障害基礎年金と同様にいくつかの要件があります。

### ◎初診日に加入していた年金制度で請求手続き先が異なります。

- ・国民年金(第1号被保険者)の方

市役所年金係  
☎973-5498

- ・厚生年金、第3号被保険者の方

コザ年金事務所  
☎933-3439

### 年金事務所職員による年金相談会

【とき】6月22日(水)

午前10時～午後2時

【ところ】市役所本庁3階第1会議室